

## 登録希望店舗(郵送用)

※登録希望の店舗が複数ある場合は必要枚数分を印刷してご利用ください。

// 立脉市至5/四間// 反纹6/	る場合は必要权数分を印刷し(ご利用ください。 
店舗名 ※①	鉄板 GOTO
	〒 105 − 0013
住所	都道府県市区町村・番地・建物等
	東京都    港市西新橋~~
店舗 TEL ※①	03 - 2222 - 2222
店舗 FAX (ある場合のみ)	03 - 2222 - 2223
ホームページ(URL) (ある場合のみ)※①	https://www.OOOco.jp
担当者 ※事務連絡窓口	氏名 新橋 次郎
	電話番号 090 – 2222 – 2222 緊急時に連絡の取れる携帯番号等
	メールアドレス 0000@000.co.jp
営業情報 ※①	対・祝(年末年始12/30~   10:00~20:00)   定休日   水・祝(年末年始12/30~   1/2)
Go To Eatキャンペーン事業の	
対象となる「飲食店」 (当てはまる方に〇)	「飲食店」に該当する・・「飲食店」に該当しない
業種	該当する業種の番号を下欄にご記入ください。21.その他を選択された場合は空欄に詳細をご記入ください。  1.飲食店(酒類提供なし) 2.飲食店(酒類提供あり) 3.小売(お土産等) 4.コンビニ・スーパー 5.鉄道 6.バス 7.ハイヤー・タクシー 8.海上運送 9.航空運送 10.その他運送サービス 11.物流(宅配等)12.レンタカー 13.観光施設(遊園地、動物園、温泉施設、観光農園等) 14.体験型アクティビティ 15.フィットネス(スポーツジム等)16.スポーツ 17.スポーツ観戦 18.劇場、観覧場、映画館、演劇場 19.文化施設(美術館、博物館等) 20.遊興施設(ネットカフェ、漫画喫茶等)21.その他(  ※宿泊施設を1店舗として申請する場合、「主な業種」は「21.その他」を選択し「具体的業種名」に「宿泊施設」と記入して
	ください。なお、宿泊代金および宿泊を伴う旅行商品の代金に対しては地域共通クーボンをご利用いただくことはできません。 ※「テイクアウトやデリバリーのみ」の店舗は 1・2 の飲食店ではなく、3 . 小売を選択してください。
	主な業種       2       その他当てはまる業種         (上記より一つ)       (複数選択)
取扱希望ケーポン	紙クーポン ・ 電子クーポン
(当てはまるものすべてに〇)	
個人情報を含む店舗情報の 第三者提供 ※任意 ※②	各地域の自治体、観光協会、グルメサイトなどの情報提供サイト運営者等が旅行者にクーポンが利用できる店舗を周知する、Go To トラベル事業の地域共通クーポンの利用促進を図るために、本事務局が取得した個人情報を含む店舗情報を、電磁的方法等で上記第三者に提供することに同意する場合はチェックをお願いいたします。  ☑ 同意する(任意)
旅行者向けお知らせ (200字以内) ※任意 ※①	おいしいお肉を是非召し上がりにご来店ください ちいしいお肉を是非召し上がりにご来店ください ち向けGo To トラベル ホームページ (https://goto.jata-net.or.ip/) の地域クーボン取扱店舗紹介ページに掲載されます。

※① 記載頂いた内容はそのまま、旅行者向けGo To トラベル ホームページ(https://goto.jata-net.or.jp/)の地域クーポン取扱店舗紹介ページに掲載されます。 特に店舗名は必ず屋号までご記入ください。(悪い例:「新宿南店」 良い例:「〇〇コンビニ 新宿南店」)

※② 情報を提供する第三者の範囲については、様式C参加同意書4.をご参照ください。

## 【ご留意事項】

- ◆1店舗のみのご申請の場合(店舗情報の住所や電話番号等が事業者情報と同一の場合)であっても、本紙(様式B-1)のご提出は必須です。
- ◆各店舗の二重申請はできません。
- ◆宿泊事業者へのご注意点

宿泊施設内・敷地内の複数の直営店舗(土産物店、食事処等)やその他サービス(ルームサービス等)において、

地域共通クーポンの取扱いを行いたい場合は、<mark>該当宿泊施設を1店舗として記入</mark>してください。(店舗名には宿泊施設名を記入)

※土産物店、食事処等、複数店舗ある場合もまとめて申請いただいたことになります。

※なお、まとめて申請いただいた複数店舗の中に、Go To Eatキャンペーン事業の対象となる「飲食店」が含まれる場合、

「Go To Eatキャンペーン事業の対象となる「飲食店」の設問は、「〇」を選択してください。

宿泊施設の敷地外の直営店舗に関しては、<u>該当店舗を1店舗として記入</u>してください。

別事業者の運営する店舗(宿泊施設内のテナント等)に関しては、該当の事業者に別途申請いただくことになります。